

5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市の主な有形文化財としては、国の文化財に指定されている若松城跡(鶴ヶ城)、福島県の文化財に指定されている茶室麟閣等があります。その他本市には、多くの有形文化財が所在しており、令和3年(2021)10月現在で、208件の指定・登録文化財があり、国による指定が22件、県による指定が24件、市による指定が119件、国による登録が43件となっています。

これらを種別でみると、指定では、有形文化財の建造物が15件、有形文化財の美術工芸品が71件、有形文化財の書跡・典籍・古文書が12件、有形文化財の歴史・考古資料が23件、無形文化財の工芸技術が1件、有形の民俗文化財が4件、無形の民俗文化財が5件、記念物の遺跡が18件、記念物の名勝地が1件、記念物の動物、植物、地質鉱物が15件となっており、登録では、有形文化財が42件、記念物が1件など計208件となっています。

一方、文化的景観、伝統的建造物群保存地区、選定保存技術に選定されているものはない状況です。また、指定等文化財以外の歴史資源は、建造物が152件、文化的景観が14件など、計1,312件あります。

有形文化財の一種である歴史的建造物については、所有者の理解を得ながら学術調査により価値付けを行い、文化財指定等についての検討を行うとともに、歴史的風致形成建造物への指定などにより、住民の理解を得ながら積極的な公開に努めるなど、その保存と活用を図ります。

また文化財保護法、福島県文化財保護条例、会津若松市文化財保護条例などの関係法令に基づき、文化財の所有者、管理者に対し、適切な保存や管理について指導、助言を引き続き行っていきます。

本市の歴史資源については、各種審議会や専門機関等により、今後も継続的な調査を実施するとともに、市民や地域団体、地区の方々との連携や協働により、歴史資源の再発見や価値の把握を進めます。指定等により把握している歴史資源については、定期的な状況確認等により、修理等の経過を記録するとともに、所有者や調査機関等と連携して良好な保存環境の維持に努めます。

史跡若松城跡(鶴ヶ城)や名勝会津松平氏庭園(御薬園)などの指定文化財については、関連する法律や制度に基づき、市民や事業者の理解と参画により適切な保存・活用を図ります。

食文化や郷土料理、礼儀作法、伝統的な技法等の無形の歴史資源については、その価値の普及啓発を行うとともに、積極的な伝承支援を行います。

本市では、「会津若松市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和4年(2022)7月文化庁長官より認定を受けました。この計画においては、文化財の保存と活用に関する方針を定めており、計画に基づいた文化財の保存と活用にかかる諸施策を実施していきます。計画内では、指定文化財の保存・活用を推進するため、個別の保存活用計画の策定を進めることが位置付けられており、会津松平氏庭園(御薬園)、会津藩主松

平家墓所（院内御廟）等について、令和4年（2022）度から検討を開始し、令和7年（2025）度に策定予定です。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

（1）歴史文化の価値を見つける ～調査の推進～

（2）歴史文化をみんなで守る ～保存・継承～

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理にあたっては、文化財としての価値や歴史の真生性^{しんせいせい}を損なうことのないよう、伝統的な技法や最新の技術を用いることとし、文化庁をはじめ、県、学識経験者、専門員からの指導や助言を踏まえ、各関係者が連携した修理を行います。所有者に対する市の補助対象範囲の拡大やふるさと納税制度を活用しながら、財政的支援を行います。あわせて、「会津若松市文化財保存活用地域計画」における各種補助制度を活用しながら、技術的・財政的支援を行います。

市外等の外部人材と連携した修理等を行っていく一方で、地域内での伝統技術や技法継承のために、担い手育成や保存団体の取り組みに対して支援を行い、地域内の伝統技術の伝承も促進します。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

（1）歴史資源の価値を見つける～調査の推進～

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を行うための施設として、鶴ヶ城、会津若松市歴史資料センター（まなべこ）、会津図書館があります。これら施設においては、会津若松市が持つ歴史資源を効果的に活用するために、人々の暮らしに密接に根付いてきた歴史文化を紹介する取り組みなどを行っていきます。

鶴ヶ城天守閣においては、武家文化を象徴する歴史文化の展示を充実させ、史跡若松城が歩んできた歴史文化を紹介し、魅力発信を行います。

会津若松市歴史資料センター（まなべこ）については、歴史の学習機能を提供します。幕末の歴史について、会津若松市が歩んできた幕末を体験しながら学べる展示や企画を行います。

会津図書館については、会津に関わる古文書や書籍等の収集や解説、リファレンスサービスを提供します。また、以上の3施設間それぞれの特性を活かし、共通テーマでの連携展示を企画します。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

（2）歴史文化をみんなで守る ～保存・継承～

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

会津若松市では、平成4年(1992)に景観条例を制定し、会津若松らしい景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成29年(2017)に「会津若松市景観計画」を策定し、市民、事業者、行政による、より効果的で実効性の高い景観づくりに取り組んでいます。また同年に「会津若松市景観条例」を全面改正し、景観法を根拠とした規制・誘導を行っています。これら、景観に関する計画や条例に準拠し、文化財の魅力を高めるために、景観行政と文化財行政が連携を図り、景観と調和した文化財の保護に努めます。

また、文化財の存在と価値を広く理解することが、保存・活用には不可欠であることから、文化財の所在を示す公共サインの整備や、現地で内容が容易に理解できるような説明板や解説資料等の充実を図ります。文化財を一連のものとして捉えるために、点在する文化財を結ぶ歩行者のためのルートを設定し、道路の美装化や無電柱化を含む歩道整備など、文化財を含めて環境保全に寄与する整備を行います。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(1) 歴史文化の価値を見つける ～調査の推進～

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

本市では、「地域防災計画」のなかで、「文化財等の応急対策」が示されていますが、応急対策等の具体的な体制や仕組みづくりが進んでいない文化財もあります。また、「国土強靱化計画」においても、施設改修や防災対策支援を行っていますが、計画的な実施には至っていません。近年は、大規模災害に結び付く地震や風害等の様々な自然災害が発生しており、文化財等への直接的な被害も想定し、防災・防犯に対する体制も確保していく必要があります。

重要文化財に対しては、消防法(消防法施行令別表第1(17)項の防火対象物)の対象物であり、消火器や簡易消火用具に設置、自動火災報知設備を原則として全て設置する必要があるため、優先的な設置に努めます。

防災については、所有者や消防機関と連携した防火査察や防火設備が必要な文化財の設備に対しても設備改修等を図り、国の防火対策ガイドラインや県大綱に基づく対策に取り組んでいきます。

防火対策については、指定建造物に対しては、所有者や消防機関等と連携して、防火査察や文化財防火デーでの火災防御訓練を実施します。また、防火設備が必要な文化財の設備改修等に対して、支援を行います。

防犯については、所有者や警察機関と連携した定期的なパトロール体制を強化し、文化財の管理、盗難・毀損などから守る防犯対策を実施し、効果的な防犯体制の構築に努めます。特にパトロールについては、市全域を13地区に分け、指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地の定期的な現状確認や、犯罪の抑止力となるようパトロールを行います。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(2) 歴史文化をみんなで守る ～保存・継承～

(6) 文化財の普及啓発に関する方針

国指定の文化財の若松城跡(鶴ヶ城)や会津藩主松平家墓所(院内御廟)等の、本市が所有又は管理している文化財の公開に努め、市内外の人が文化財に親しむ機会を提供します。また、無形民俗文化財については、国や県と連携して、映像等による記録を進め、適切に公開し、民俗芸能等の発表の機会を確保します。

毎年4月には、その年に行われた文化財の保護及び活用に関する事業や発掘調査など、本市の文化財の現状を発信する「文化財だより」を発行しています。また、会津若松市歴史資料センター(まなべこ)や本市のHPで、文化財に関連するイベントや取り組み等を発信するとともに、市のSNSにおいては、親しみやすくリアルタイムな情報発信をします。インバウンドに対応した多言語パンフレットを作成することで、広く周知を図ります。

会津若松市歴史資料センター(まなべこ)では、専門家を招き、歴史文化講座を実施しています。

御薬園では、ボランティアガイドと連携し、園内を巡る歴史講座を実施しており、また茶道団体と連携した茶道体験講座も実施しており、今後も継続的に実施します。

会津漆器や会津清酒、工芸品等については、職人や事業者と連携して、「会津ブランド」として、情報発信していきます。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(3) 歴史文化を活かして みんなの地域を盛り上げる ～活用・振興～

(4) 魅力を市内外に発信する ～認知・興味関心の向上～

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、令和3年(2021)10月現在で513件の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

周知の埋蔵文化財包蔵地に関しては、各種法令等により、保存や開発行為等への留意事項が示されていますが、市民や地域への定期的な情報発信の機会や手段が限定されていることから、周知が十分ではない面もあります。

学術的な調査が進んでいない一箕地区などの遺跡について、計画的に発掘調査を実施します。紙ベースで把握している埋蔵文化財包蔵地データをGIS(地図情報システム)化して、市ホームページで広く周知していきます。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(4) 魅力を市内外に発信する ～認知・興味関心の向上～

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本市の文化財行政は、市教育委員会文化課が担当しています。職員数13人(令和4年(2022)4月1日現在)体制の文化課では、文化財行政に関することは文化財グループが担い、文化振興行政に関することは文化振興グループが担っています。

都市計画・景観・観光・農分野等の関連部局からなる文化財保存活用地域計画庁内連絡調整会議を設置し、随時情報共有等を行うことで、庁内連携体制を強化していくとともに、定期的に連携事業の検討を行います。

市では、会津若松市歴史資料センター(まなべこ)、若松城天守閣郷土博物館を設置し、市内に立地している福島県立博物館とも連携し、様々な歴史文化の展示や収集等を行っています。

文化財保護審議会を設置し、審議会は、植物、古文書、工芸、考古、近世人物史、仏像、漆器・金工、建築、民族の専門分野から、各1人の計9人で組織(任期2年)し、市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、委員会に建議します。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(7) 庁内の連携体制を強化する

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市が有する多様な文化財を保存・活用していくためには、行政機関のみならず、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体との連携及び協力が不可欠です。

本市には、まつり運営を担う協会や無形民俗文化財の保存会等、文化財の保存・活用について、以下のように多様な団体が活動しています。

引き続き各種団体との連携及び協力体制の充実を図り、連携して文化財の保存・活用を推進します。また、各種団体の活動に対して、必要な情報提供を行い、活動の支援を実施していきます。

○会津若松市文化財保存活用地域計画内で関連する方針と措置

(5) 魅力を活かして、未来につなげる～活用～

(6) 地域連携を促進させ、取組を加速化させる

文化財の保存・活用に関わる各種団体

名称	活動エリア	活動概要	市の関わり方 (連携・支援・協力等)
一般財団法人 会津若松観光ビューロー	鶴ヶ城周辺地区	史跡・名勝(若松城跡・会津松平氏庭園)を活用し事業実施 ボランティアガイドを養成	連携
NPO 法人 会津鶴ヶ城を守る会	鶴ヶ城周辺地区	史跡(若松城跡)の清掃活動や歴史講演会実施による史跡保存及び情報発信	協力
会津まつり協会	鶴ヶ城周辺地区	史跡(若松城跡)を活用し事業実施	連携
会津文化団体連絡協議会	会津若松市	文化財等を研究、情報発信 会津史談会、会津史学会、会津若松古文書に親しむ会、会津歴史研究会	協力
公益社団法人 会津青年会議所	鶴ヶ城周辺地区	清掃活動実施による史跡(若松城跡)保存	協力
いにしえ夢街道協議会	会津若松市	史跡・登録記念物(会津松平家墓所・会津飯盛山白虎隊士墳墓域)を活用	協力
公益社団法人 福島県建築士会会津支部	会津若松市	歴史的建造物の調査及びヘリテージマネージャーの育成	協力
会津茶道会	会津若松市	史跡・名勝(若松城跡・会津松平氏庭園)を活用	協力
十日市実行委員会	町方地区	伝統行事である十日市の開催	支援
小松獅子保存会	町方地区	市指定無形民俗文化財(小松彼岸獅子)を継承し保存	支援
天寧獅子保存会	町方地区	市指定無形民俗文化財(会津三匹獅子舞)を継承し保存	支援
本滝沢獅子保存会	町方地区※1	市指定無形民俗文化財(会津三匹獅子舞)を継承し保存	支援
下居合獅子保存会※2	町方地区	市指定無形民俗文化財(会津三匹獅子舞)を継承し保存	支援
空也光陵会	冬木沢地区	重要文化財(八葉寺阿弥陀堂)を活用 県指定無形民俗文化財(冬木沢の空也念仏踊り)を継承	支援
会津弔霊義会	飯盛山地区 町方地区	登録記念物(会津飯盛山白虎隊士墳墓域)を保存・活用 市指定史跡(長命寺築地塀)を活用	協力
福島県立会津高等学校 剣舞委員会	飯盛山地区	登録記念物(会津飯盛山白虎隊士墳墓域)を活用	協力
一般社団法人 東山温泉芸妓屋協同組合	東山温泉街地区	登録有形文化財建造物(向瀧)を活用	協力
あいづ芸妓振興友の会 (会津若松商工会議所)	会津若松市	あいづ芸妓に関する情報発信	協力

網掛けは、活動及び活動する場が文化財ではない団体

※1(本滝沢獅子保存会)は、現在、町方地区での活動は行っていない団体

網掛けの※2印(下居合獅子保存会)は、現在、活動を行っていない団体

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

本市の重点区域内には重要文化財をはじめとした多くの文化財が集積しています。

①重点区域内の文化財(主要な重要文化財)

国の史跡である若松城跡(鶴ヶ城)は昭和9年(1934)に国の史跡に指定され、平成22年(2010)度には「史跡若松城跡総合整備計画」に基づく「往時の天守閣再現事業」として、幕末当時の赤瓦による天守閣を再現する大規模な改修を実施する等、本市の観光拠点としても多くの観光客が訪れ、積極的な活用が図られています。

城郭内には県重要文化財である茶室麟閣が、城から程近い場所には名勝である会津松平氏庭園(御薬園)が位置しており、歴史的風致を構成しています。

重点区域内の指定文化財(一部抜粋)

指定文化財名称	概要
<small>がもうしじさとごりんとう</small> 蒲生氏郷五輪塔 【市指定の有形文化財(建造物)】	興徳寺の境内にあり、蒲生氏郷の分骨を納めるために昌林院を建て、その中に高さ9尺の五輪塔があったといわれています。また、文禄5年(1596)7月12日の年記銘のある「蒲生氏郷御霊屋棟札」には、蒲生秀行が亡き父氏郷の菩提供養のために御霊屋を建て、その中に無縫塔を安置したとされているため、建っている位置は同じものの、無縫塔から五輪塔に変えられたとも考えられます。会津若松の基礎となる町割りを築いた蒲生氏郷に関連するものとしては市内に残る唯一の遺跡です。
<small>がもうたださとごりんとう</small> 蒲生忠郷五輪塔 【市指定の有形文化財(建造物)】	高巖寺にあるこの五輪塔は、蒲生氏郷の孫、秀行の子で蒲生家三代目の領主、蒲生忠郷のもので、死去した寛永4年(1627)に建てられたといわれています。五輪塔は塔身約4.23mと大きく、重圧感のある江戸前期の建造物です。
<small>てんもんだいあと</small> 天文台跡 【市指定の史跡】	天文台は会津の藩校日新館天文方の天文観測の場として設けられたものです。日新館は五代藩主松平容頒公のとき、寛政11年(1799)4月より5年の年月を費やして、享和3年(1803)に完成しました。天文台はつねに星の観測をするところでしたが、特に毎年、冬至の日には、学校奉行・天文方の師範・暦家が集まり、晴雨・考暦を編したところで、重要な施設の一つでした。観台は、当時の規模の半分になりましたが、藩校日新館の施設の中では、唯一の保存されているものです。
<small>たゆうざくら</small> 太夫桜 【市指定の天然記念物】	寛永3年(1626)、いつき太夫という名妓が、花見の頃この辺りで殺害され、弟の南秀という法師が姉を弔うために植えられたといわれています。現在は二代目と伝えられるエドヒガンで、石部桜とともに会津二大老桜のひとつです。市指定の天然記念物で、福島県緑の文化財に指定されています。

<p>旧正宗寺三匠堂 (さざえ堂) 【国指定の重要文化財(建造物)】</p>	<p>会津さざえ堂は寛政8年(1796)福島県会津若松市の飯盛山に建立された、高さ16.5m、六角三層のお堂で、正式名称は「円通三匠堂」といいます。当時飯盛山には正宗寺という寺があり、その住職であった僧郁堂の考案した建物です。その独特な2重螺旋のスロープに沿って西国三十三観音像が安置され、参拝者はこのお堂をお参りする事で三十三観音参りができるというお堂です。世界にも珍しい建築様式を採用したことで、建築史上その特異な存在が認められ、平成7年に国の重要文化財に指定されました。</p>
<p>旧滝沢本陣 【国指定の史跡】</p>	<p>参勤交代や領内巡視などの際の殿様の休息所であり、戊辰戦争の際に本営となり、白虎隊もここで命をうけて戸ノ口原戦場へと出陣していきました。茅葺の屋根に覆われた書院づくりの建物は、国の重要文化財に指定され、御入御門、御座の間、御次の間などが当時の姿のまま残されており、建物のあちらこちらには弾痕や刀傷があり、当時の戦いの痕跡をとどめています。</p>
<p>会津藩主松平家墓所(院内御廟) 【国指定の史跡】</p>	<p>院内御廟は、会津藩主であった松平家の墓所のうち、会津若松市東山町大字石山にある墓所で、国の史跡に指定されています。江戸時代この墓所の場所全体が「院内山」と呼ばれていたため、通称「院内御廟」として敬われ、現在まで親しまれてきました。墓所の範囲は15haにもおよび、荘厳な景観をつくりだしています。</p>

一部の文化財については、整備計画等が策定され、計画的な整備が進められていますが、活用までを見据えた個別の保存活用計画の策定には至っていません。

今後は、会津松平氏庭園(御薬園)、会津藩主松平家墓所(院内御廟)等から個別の保存活用計画の策定を進めます。これらは重点区域内の歴史的風致を構成する重要な文化財であり、積極的な保存及び活用を図る必要があります。

【重点区域での事業】	
○会津まつり支援事業	○文化財保存活用地域計画推進事業
○十日市支援事業	○鶴ヶ城公園整備事業
○史跡若松城跡総合整備事業	—

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

(1)の保存・活用の項と同じく、文化財の修理については、文化庁をはじめ、県、学識経験者、専門員からの指導や助言を踏まえ、個別の保存活用計画の策定検討を行いながら、各関係者が連携した修理を行います。

国指定の史跡である会津藩主松平家墓所(院内御廟)は、価値や歴史の真生性を損なうことのないよう、重点区域の核として、相応しい修理・修景を行います。

【重点区域での事業】
○文化財保存活用地域計画推進事業(院内御廟保存整備事業)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

文化財の保存・活用を行うための施設として、鶴ヶ城、会津若松市歴史資料センター（まなべこ）、会津図書館があり、これら施設においては、会津若松市が持つ歴史資源を効果的に活用するために、歴史文化を紹介する取り組みなどを推進していく体制を整えます。

【重点区域での事業】
○なし

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域のうち、鶴ヶ城周辺から市役所にかけては、本市を代表する景観のひとつになっています。鶴ヶ城周辺の公共施設や市役所庁舎整備等については、周辺環境において影響の大きい建造物であることから、環境に配慮しながら、各関係部署や関係機関と連携し、本市に即した規制・誘導を行います。

【重点区域での事業】	
○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想事業	○藤室鍛冶屋敷線歩道整備事業
○庁舎整備事業	○景観まちづくり協定修景整備支援事業
○城前団地建替事業	○屋外広告物適正化推進事業
○会津若松駅中町線景観改善事業	○県立病院跡地利活用事業

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内に位置する重要文化財に対しては、消防法（消防法施行令別表第1（17）項の防火対象物）の対象物であり、消火器や簡易消化用具を設置、自動火災報知設備を原則として全て設置する必要があるため、優先的な設置に努めます。

防犯については、所有者や警察機関と連携した定期的なパトロール体制を強化し、文化財の管理、防犯対策を実施し効果的な防犯体制の構築に努めます。特にパトロールについては、重点区域内の指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地の定期的な現状確認や、犯罪の抑止力となるようパトロールを行います。

【重点区域での事業】
○なし

(6) 文化財の普及啓発に関する具体的な計画

重点区域内の鶴ヶ城において、鶴ヶ城の見学と天守閣博物館におけるガイドによる解説、ボランティアガイドと連携した文化財を活用した展示や講演などを開催します。また、平成8年に開始した市内小中学生を対象とした「大好きな会津絵画コンクール」を継続的に開催し、これからの会津若松市を支える子供たちに向けた保存・活用に関する普及啓発を行っていきます。

【重点区域での事業】
○大好きな会津絵画コンクール事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本市には、多数の埋蔵文化財包蔵地が存在します。特に、重点区域内の市役所庁舎においては、埋蔵文化財の発掘調査を行い、発掘等の調査の成果を地域の歴史を際立たせる成果として還元し、より重点区域の個性を強める資料として整理します。

【重点区域での事業】	
○庁舎整備事業（庁舎整備発掘調査事業）	

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

鶴ヶ城の周辺では、一般財団法人会津若松観光ビューローが、若松城跡・会津松平氏庭園を活用し、ボランティアガイドの養成を行っています。NPO 法人会津鶴ヶ城を守る会は、史跡若松城跡の清掃活動や歴史講演会実施による史跡保存及び情報発信を行っています。また、鶴ヶ城から始まる会津まつりは、会津まつり協会が毎年開催しています。

町方地区付近では、小松獅子保存会は、市指定の無形民俗文化財である小松彼岸獅子を継承・保存しており、天寧獅子保存会と本滝沢獅子保存会、下居合獅子保存会は、市指定の無形民俗文化財である会津三匹獅子舞を継承・保存しています。十日市実行委員会は、毎年十日市を開催しています。

飯盛山付近では、福島県立会津高等学校剣舞委員会と会津弔霊義会が、登録記念物である会津飯盛山白虎隊土墳墓域を活用しています。

【重点区域での事業】	
○会津まつり支援事業	○十日市支援事業